

平成23年3月1日市長決裁

久喜市総合振興計画策定基本方針

1. 計画策定の趣旨

今日、地方自治体は、急速に進展する少子・高齢社会への対応、深刻化する地球環境問題への対応、長引く景気の低迷等による厳しい財政状況など、大きな潮流にさらされています。

さらには、地方分権の進展に伴い、地方自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められ、そして、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立が求められています。

こうした状況のもと、久喜市は、平成22年3月23日、旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町の合併により誕生しました。

これまで1市3町は、豊かな自然環境と地域独自の歴史や伝統を受け継ぎながら文化を育み、それぞれの総合振興計画において、将来像（将来都市像）を掲げ、特色のあるまちづくりを進めてきました。

合併にあたっては、将来を展望した長期的視野に立って、それぞれの総合振興計画等を生かしながら「新市基本計画」を策定しました。

「新市基本計画」では、新市の将来像を「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市～人と愛、水と緑、市民主役のまち～」とし、新市が、埼玉県東北部の中心都市として、すべての市民が安心して暮らせるまちづくり、次世代に誇りを持って継承できる新しいまちづくりの方向性を実現するための取り組みが示されています。

この新市基本計画を具現化するため、将来へ向けた本市のまちづくりの指針として「久喜市総合振興計画」を策定するものです。

この総合振興計画は、合併後の最初の総合振興計画として、新しい久喜市の均衡ある発展と速やかな一体性を確立するとともに、持続可能な発展が図れるよう将来を見据えた堅実な財政運営を目指し、市民参加と協働を念頭に策定します。

2. 計画策定の基本的な考え方

新市基本計画との整合性を図り、その基本計画に掲げられている次の「将来像」、「基本理念」、「分野別目標」を基本的な考え方として計画策定に当たる。

また、新市基本計画の中では、「新市の進むべき方向のより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する総合振興計画（基本構想・基本計画）に委ねる」としていることから、新市基本計画の内容を掘り下げた、より詳細な計画とする。

将来像

豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市
～人と愛、水と緑、市民主役のまち～

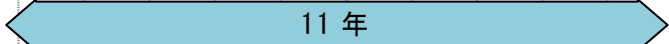
基本理念

- 共生を大切にするまちづくり
- 安全・安心を重視したまちづくり
- 協働のまちづくり
- 市民主役のまちづくり

分野別目標

- ①『自然とふれあえる、環境に優しいまち』
～自然・環境分野～
- ②『子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち』
～保健・医療・福祉分野～
- ③『心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち』
～教育・文化分野～
- ④『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』
～都市基盤分野～
- ⑤『地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち』
～産業・経済分野～
- ⑥『市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち』
～地域コミュニティ分野～
- ⑦『行財政を見直し、改革を進めるまち』
～行財政分野～

新市基本計画の計画期間

	年 度													
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
新市基本計画	 11年													

※新市基本計画の計画期間が11年とあるのは、合併の期日が平成22年3月23日のため、平成21年度が9日間あったことにより、それを1年目としてあるため。

3. 計画の概要

(1) 計画の役割

本市が目指す将来像及び進むべき道筋を明確にし、その実現に向け市民と行政が目標を共有し、共に取り組むための計画とする。

(2) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構成とする。

(3) 計画の内容及び期間

①基本構想 市の将来像とそれを実現するための政策大綱を明らかにしたものであり、基本計画及び実施計画の指針となるべきものとする。

計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とする。

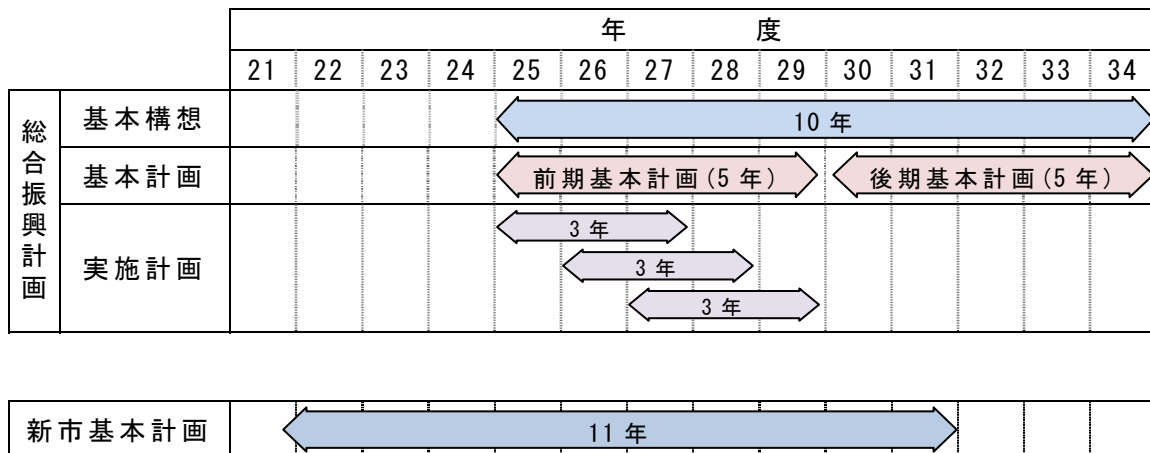
②基本計画 基本構想で定めた政策大綱に基づき、その政策大綱を具体化・体系化する計画とし、市の各部門ごとの現状と課題、施策の体系、主要な事業などを示すものとする。

計画期間は、前期基本計画（平成25年度から平成29年度まで）と後期基本計画（平成30年度から平成34年度まで）のそれぞれ5年間とする。

③実施計画 基本計画で示した施策の中から実施していく施策や事業を具体的に示すもので、財政状況や諸情勢を考慮し、どの事業を、どのように実施していくかを明らかにするものであり、毎年度の予算編成の指針とする。

計画期間は、3年間とし、毎年度必要に応じた見直しを行うこととする。

総合振興計画（構成と計画期間）と新市基本計画



4. 市民参加

(1) 市民参加の基本的な考え方

市民参加の具体的な手法については、市民参加条例にもとづき、市民参加を推進するものとする。

なお、「新市基本計画」を策定する過程において、十分な市民参加を得ていることを考慮する。

① 市民意識調査

目 的	市民の意向やニーズを把握する。
対象・方法など	18歳以上の市民3,000人(男女各1,500人)を対象に郵送により実施 ※住民基本台帳に記録された18歳以上の者から無作為に抽出
実施期間	平成22年12月8日(水)から12月27日(月)まで

② 市民懇談会

目 的	市民感覚に即した計画とするため、市民の生の声を聞く。
対象・方法など	市内5箇所(地区)での懇談会において計画案を提示し、意見聴取を行う。 ・久喜地区 2箇所 ・菖蒲地区 1箇所 ・栗橋地区 1箇所 ・鷲宮地区 1箇所
実施時期	平成24年6月～7月

③ 市民意見提出制度(パブリックコメント)

目 的	市民意見を反映した計画とするため、市民意見を募集する。
対象・方法など	市民参加コーナーやホームページなどで計画案を公開し、市民からの意見を求める。
実施時期	平成24年6月～7月

(2) 総合振興計画審議会

公募による市民、執行機関の委員、市内の公共的団体の役職員及び学識経験を有する者からなる総合振興計画審議会を設置し、基本構想及び基本計画案に対し、審議を行う。

5. 庁内策定体制等

(1) 職員参加

職員は、総合振興計画が本市のまちづくりの指針となる重要な計画であることから、組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、積極的に関わること。

(2) 庁内策定体制

① 策定委員会

策定委員会は、庁内における計画案作成の最高機関として、副市長を委員長とし、各部の部長、副部長及び参事等で構成し、計画案全般について審議する。

② 専門部会

専門部会は、新市基本計画の分野別目標ごとに関係する、副部長、参事及び課長等で構成し、横断的な調整を必要とする事案について、必要に応じて協議、調整を行う。

③ 各部・課など

各所属所は、計画案の作成にあたって現状と課題等を整理・分析し、計画案の作成に反映させる。

(3) その他

総合振興計画と行政評価及び人事評価の連動については、関係課が連携して、そのあり方について検討する。

6. 策定体制フローチャート

